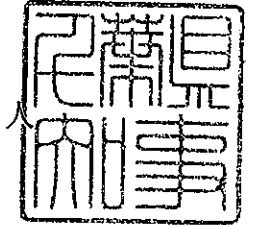


環 第 8 5 8 号

令和4年1月17日

印西市長 板倉 正直 様

千葉県知事 熊 谷 俊



(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書について (通知)

令和3年8月10日付けで送付のあった標記方法書に対する意見について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

なお、本事業に関連して計画されている、搬入道路や印西地区環境整備事業組合（以下「事業者」という。）が策定した「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画」において示されている「多機能な複合施設」及び「外部施設」の整備事業（以下「対象外事業」という。）については、環境影響評価の対象に含まれない事業ではありますが、対象外事業は対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の周囲を取り囲むように計画されており、事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に及ぼす影響が懸念されます。

このため、対象外事業の実施にあたり、事業者による本事業の環境影響評価の活用や自主的な調査の実施等により、できる限り環境影響の低減が図られるよう、特段の御配慮をお願いします。

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業は、印西市、白井市及び栄町の2市1町で発生する一般廃棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化に伴い、新たに別の場所に、1日当たりの処理能力が156トン(78トン×2炉)のストーカ方式の廃棄物焼却施設並びに粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理するリサイクル施設(以下「新設施設」という。)を設置するものである。焼却の過程で発生した熱は、蒸気、温水及び電気として、新設施設等で利用するとともに、余剰電力は売電する計画である。また、対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されている印旛沼の流域にあり、雨水排水は流域河川である神崎川に排水される計画である。

事業区域は山林及び畑地に囲まれた台地に位置し、事業区域の西側には谷津田が存在している。関連性のある事業として、事業区域に隣接した西側に収集運搬車両の搬入道路及び南側に「多機能な複合施設」が計画されている。さらに、事業区域の周囲では、印西地区環境整備事業組合が策定した「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画」において、複数の「外部施設」が計画されている。また、事業区域の周辺には、住宅や保育園、教育関係施設等が存在することから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

## 記

### 1 事業計画

- (1) 排ガス処理設備について、バグフィルタを設置する計画であるが、排ガスに含まれる大気汚染物質が自主規制値以下となることの妥当性を明らかにするとともに、必要に応じて他の排ガス処理設備の設置を検討すること。

- (2) 水質汚濁防止計画について、印旛沼に係る湖沼水質保全計画では、水質保全等のための流出水対策として雨水浸透を促進していることから、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等について検討すること。
- (3) 余熱利用計画について、ごみの焼却過程で発生した熱を利用して発電する計画としていることから、可能な限り高効率な発電設備の導入を検討すること。
- (4) 温室効果ガス削減計画について、電気自動車等の導入や廃棄物収集ルート最適化など、二酸化炭素排出削減に必要な最大限の取り組みを検討すること。

## 2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 大気質

ア 施工時に係る資材又は機械の運搬及び供用時の排出ガス（自動車等）について、予測で使用するバックグラウンド濃度を一般大気測定局（印西高花測定局）とするとされているが、より現地の実態を反映している現地調査結果を用いること。

イ 短期高濃度予測における特殊条件について、事業区域の北西部には高層建築物が存在しており、拡散が起こりにくい強安定時には、接地逆転層の上端が高層建築物より低くなるおそれがあることから、高層住宅等の高度を調査するとともに、大気安定度の出現頻度を踏まえ、接地逆転層非貫通時を追加すること。

ウ 短期高濃度予測について、特殊条件ごとに出現頻度を明らかにするとともに、高濃度となる煙源条件を検討すること。

### (2) 騒音及び超低周波音並びに振動

ア 超低周波音について、1/3 オクターブバンド音圧レベルも調査するとともに、適切に予測及び評価すること。

イ 収集運搬車両による道路交通騒音及び道路交通振動の調査期間について、代表的な騒音及び振動の状況を把握できる平日の1日とされているが、車両が平日以外にも走行することから、平日以外にも調査を行うことを検討すること。

### (3) 悪臭

ア 施設の供用に係る調査地点について、事業区域周辺における悪臭発生施設の立地状況を把握し、その影響を踏まえ設定すること。

イ 煙突排出ガスからの影響について、ダウンウォッシュ、ダウンドラフト及び逆転層影響時の発生条件を考慮し予測するとされているが、大気不安定時及び接地逆転層非貫通時も考慮すること。

### (4) 土壌

ア 施工時における調査項目について、ダイオキシン類を追加し、適切に予測及び評価すること。

イ 施工時における調査地点について、埋蔵文化財確認調査を行った区域を示すとともに、「土壌・地下水に係る調査・対策指針運用基準（平成11年 環境庁）」等を参考に、調査地点設定の妥当性を明らかにすること。

### (5) 植物、動物及び生態系

ア 事業区域の周囲で整備が計画されている搬入道路及び「多機能な複合施設」並びに「外部施設」が、事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 鳥類調査に係るラインセンサスルート及びポイントセンサス地点について、調査地域内の南側には設定されていないが、この区域は畑地が優占しており、この環境に適応した鳥類が生息する可能性があることから、見直すこと。

(6) 温室効果ガス等

リサイクル施設についても、温室効果ガスの排出源設備・活動が該当  
すると考えられることから、温室効果ガス排出量の算定対象とすること。

以上